

保育と子どもの意見表明権に関する一考察

橋本 好広

A Study on childcare and children's right to express opinions

Yoshihiro HASHIMOTO

Abstract

In this paper, we will clarify the reason why children's right to express their opinions is not valued in the field of childcare.

The reason is influenced by the views of children by Japanese and childcare professionals. To solve the problem, convey the importance of the child's right to express opinions in the childcare worker's curriculum. It is necessary to be able to practice childcare that incorporates the right to express the opinions of children.

Keywords: children's right to express opinions , Committee on the Rights of the Child , childcare

I. はじめに

児童の権利に関する条約は 1989 年に国連で採択され、日本は 1995 年に批准をした。

児童の権利条約は、18 歳未満の子どもを権利の主体として位置づけ、4 つの権利の柱として、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を定めている。さらに、生命、生存及び発達に対する権利、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重、差別の禁止という、4 つの一般原則も謳っている。

2020 年度は、我が国だけではなく、全世界が、新型コロナウイルスの脅威にさらされた。大人も子どもも関係なく、目に見えないウイルスと闘っており、それは現在も続いている。生命の維持や安全、安心が脅かされている。最低限の子どもの権利が、侵害されている状況である。

本稿は、児童の権利条約に定められた 1 つである、子どもの意見表明権について、保育が内包している課題を提起することが目的である。具体的には、児童の権利条約第 12 条第 1 項「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明

する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする」、第 2 項「このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる」をさしている。

2016 年には、「社会保障審議会児童部会」の「新たな子ども家庭福祉の在り方に関する専門委員会」での提言がなされ、同年、児童福祉法が改正された。改正された児童福祉法では、初めて理念が改正され「児童の権利条約の精神にのっとり」となった。これにより、同法が規定する児童福祉審議会でも、子ども、家族、関係者に対し、報告や資料の提出、意見を求めることができるようになった。牛歩ではあるが、子どもの意見表明権を保障する仕組みが整えられつつある。ゆえに、再度、子どもの意見表明権に関する論点を整理する必要がある。

先も触れたが、新型コロナウイルスが猛威を振るい、生命の権利が侵害されている状況である。しかし、来るべきポストコロナを見据えた時、本稿のテーマは今後の保育にとって、必要な視点だと確信し

ている。

II. 本稿の枠組み

上記の通り、児童の権利条約は、子どもが意見を表明する権利を保障している。

本稿では、まず、子どもの意見表明権を 1. 意見を表明する機会の保障、2. 発達と意見表明、3. 子どもの感情を受け止める相手、4. 自身が所属する組織の運営参加、5. アドボカシーという構造に分け、現状を論じ、子どもの意見表明権の構成要素を抽出する。次に全国保育士会の保育の概念を確認し、保育現場の状況を、1. 保育所、2. 社会的養護、3. 養成教育に分け、明らかにしていく。そしてここまでの議論を踏まえ、1. 受動的権利、2. 能動的権利、3. 日本人の子ども観、4. 現場の取り組み、5. 専門職養成と研修という視点で考察を加える。最後に、まとめとして課題提起をする。

III. 意見表明権の構造

1. 意見表明をする機会の保障

子どもは様々な場面で意見表明をする機会を保障されなくてはならない。乳児は、泣くという行為で意見表明をしている。言語能力や思考が発達するにつれ、言語を使い、次第に論理的に自己の主張や喜怒哀楽を意見表明するようになる。

ところが、被虐待児や不適切な親子関係下におかれる子どもたちは、自己の主張や喜怒哀楽を表現することや意見表明を諦めてしまう子どもがいる。

2. 発達と意見表明

子どもの意見表明は、乳児や幼児は泣くという行為で訴えてくる。次第に思考力や言葉の発達が進むにつれ、言語を使用し、より論理的に訴えてくるようになる。

従い、成長や発達が未熟な段階での意見表明は、周りの人間が、意見表明の内容を正確に受け止めてくれない可能性がある。また、「子どもだから」という理由で、子どもからの意見表明を、軽んじてしまうこともある。

3. 子どもの感情を受け止める相手

子どもが感情表出をしても、それを受け止める相手がなくては、権利が保障されているとはいいがたい。

マクロレベルでは国や地方公共団体、メゾレベルでは地域や学校や保育士をはじめとする各種の専門家、ミクロレベルでは家族、友人、知人という、各レベルで受け止める相手の存在可否が重要になる。

ミクロレベルでは比較的容易に受け止めてくれる相手を確保しやすいが、メゾ、マクロになるほど、受け止めてくれる相手を見つけることが困難になる。

もう1つ重要なことは、受け止めることと、子どもの訴えを実現させるということが別次元であるということだ。子どもからの訴えを聞いたからと言って、必ず、訴えが叶うわけではない。

4. 自身が所属する組織の運営参加

子どもは、家庭、学校、地域、国と様々なレベルの組織に所属している。家庭では、その家庭の方針により、子どもの意見をどこまで尊重するかということに差異がみられる。学校では、校則などの見直しに子どもの意見を反映させる動きもあるが、学校運営全体にまで子どもの意見を取り入れる機運にはなかなかない。地域や国では、近年18歳に選挙権が認められたが、政治に自分たちの意見を届かせる動きは鈍い。

5. アドボカシー

子どもの意見表明を、周りの人間が代わりに行う状況も生まれる。アドボカシー (advocacy) とは、「自己の権利や生活のニーズを表明することが困難な認知症高齢者、障害者、子どもなどにかわり、援助者がサービス供給主体や行政・制度、社会福祉機関などに対して、柔軟な対応や変革を求めていく一連の行動。代弁、権利擁護などと訳されることもある」。(1)

アドボカシーには、権利擁護をする対象により、個人や家族を対象にしたケースアドボカシーと、集団、階層、コミュニティを対象にしたコーズアドボカシーがある。また最近では、同じ仲間や背景を持つ者同士のピアアドボカシー、意見表明支援員や専門アドボケイトが行う独立アドボカシー、児童相

談所の職員などの専門職が行うフォーマルアドボカシー、保護者や養育者、近所の人が行うインフォーマルアドボカシーという分類方法もみられる。

これまでの議論をまとめると、子どもの意見表明権の保障は、①機会の保障、②発達の影響、③受け止める相手の有無、④受け止めと実現が別次元、⑤代弁者の有無、に影響を受けるということである。

IV. 保育の概念

保育士の職能団体である全国保育士会によると、保育は、「養護」と「教育」が一体となって営まれるものと謳われている。(2) さらに下記のように謳われている。

保育における「養護」とは、子どもが心身ともに心地よいと感じる環境を整え、子ども自身が主体的に育つことをたすける営みです。「教育」は、知識を伝える・教えることだけでなく、「感じる・探る・気づく」といった子どもの興味・関心を引き出すことであるといえます。子どもは、周囲に働きかけ、さまざまな経験を通して学習する自発的な存在です。

“養護と教育が一体となって営まれる”ということは、子どもが落ち着いて、安心・安全に過ごせる場所や環境づくりに配慮しながらも（養護的側面）、子どもの主体的な経験を通して、感情の動き、人との関係、道具の使い方、達成感、自我（自分らしさ）の育ち、態度の育ち、言葉の覚え、運動能力の獲得などを育むこと（教育的側面）を支える表裏一体のかかわりなのです。(3)

V. 保育の現場

1. 保育所

保育所では、子どもの送迎、日中の活動、行事、食事、排泄、午睡等で、日々の保育が構成されている。特に日中の活動や行事は、年間、月間、週間、日とそれぞれのレベルで保育計画が立てられ、具体的な指導案が作成されている。

平成30年施行の保育所保育指針によると、「第1章総則」の、「1. 保育所に関する基本原則」、「(5) 保育所の社会的責任」、「(ア)」に、「保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人

の人格を尊重して保育を行わなければならない」と謳われている。

2. 社会的養護

社会的養護の場では、まず、そこが子どもたちの暮らしの場である。一方では、子どもの自立に向け、各レベルで支援計画が作成され、その計画に基づき日々の支援がなされている。子どもが社会的養護の下に置かれるまでには、保護、措置という行政手続きを経なくてはならない。

2017年には、「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられた。社会的養護はそのビジョンに基づき、ダイナミックに変化を求められている。そのポイントは、2017年8月7日付の「福祉新聞」（第2822号）によると、下記のとおりである。

- 里親とチームで研修や支援を一貫して行うフォスタリング機能の強化
- 5年以内に年間1000人以上の特別養子縁組を成立
- 就学前の子どもの新規措置入所を原則停止
- 3歳未満の子どもは5年以内に、里親委託率を75%以上に
- 就学前の子どもは7年以内に、里親委託率を75%以上に
- 学童期以降の子どもは10年以内に、里親委託率を50%以上に
- 家庭復帰に向けた親子関係の再構築や里親支援など乳児院の機能強化
- 5年以内に社会的養護関係機関を評価する専門的評価機構を創設
- 里親や乳児院の名称変更

以上が、新しい社会的養育ビジョンの骨子であるが、意見表明権との関係では、「3. 新しい社会的養育ビジョンの実現に向けた工程」の「(8) 担う人材の専門性の向上など」の項で、「社会的養護に係わる全ての機関の評価を行う専門的評価機構を創設するとともに、アドボケイト制度の構築を行う」と提言されている。

3. 養成教育

2019年度より、新たな保育士養成課程が開始され

た。2017年12月に「保育士養成課程等検討会」は、「保育士養成課程等の見直しについて～より実践力のある保育士の養成に向けて～（検討の整理）」と題し、今回の保育士養成課程見直しのポイントを6点示している。

- (i) 乳児保育1の充実
 - (ii) 幼児教育を行う施設としての保育の実践
 - (iii) 「養護」の視点を踏まえた実践力の向上
 - (iv) 子どもの育ちや家庭への支援の充実
 - (v) 社会的養護や障害児保育の充実
 - (vi) 保育者としての資質・専門性の向上
- (※ローマ数字は原文のまま)

4. 授業科目「福祉と人権」

足利短期大学では、上記の新カリキュラムを2019年度よりスタートさせている。それに合わせ、本学独自科目である「福祉と人権」を設置した。2年生、後期科目で、保育士資格取得のための保育士通知科目にも位置付けられている。

授業内容は、保育者に求められる人権（感覚）について体系的に概説する。到達目標として、児童の権利に関する条約について体系的に理解することができるようになることや、ライフステージや立場に応じた人権の在り方について理解することができるようになること、保育者に求められる人権（感覚）を用いた保育の在り方を理解することができるようになることなどを挙げている。

授業内では、実習等で受講生が作成した指導案を、児童の権利条約や特に子どもの意見表明権に焦点をあて見直し、プレゼンテーションやディスカッションをおこない指導案の再作成を試みた。このような授業を通じ、子どもの意見表明権を大切にする保育者の養成を行っている。

VI. 考察

1. 受動的権利

総じて、生きる権利、育つ権利、守られる権利の、受動的権利の側面は保証されている。ただし、子ども虐待や毒親など、子どもの感情を受け止める相手が、時として不適切な対応をする場合がある。受け止める大人の受け止め方について、方法、評価、不

適切な受け止め方をした場合の子どもを守る方法が、制度化し標準化できればよい。

2. 能動的権利

一方で、子どもが所属する組織の運営参加や意見表明、子ども自身の在り方をより積極的に自己決定するといった参加する権利については、権利保障が不十分とあってよい。権利保障がされていても、保障される幅や部分が限定的な場合や、訴えと実現は別次元という事態が起きている。その理由については、以下に述べる子ども観が大きく影響している。

3. 日本人の子ども観

わが国の社会構造は、家父長制、家督と親の介護がセット、終身雇用等がある。近年、これらの社会構造は、緩やかになったとはいえ、全く消滅したわけではない。これらの考え方は、日本人の心情にも深く根を張っている。これらの社会構造に共通しているものは、年長者の方針には従うという考え方だ。その代わりに、年下の者は生命と財産を保証されるという構造である。このことから、欧米では個人を大切に、日本では家を大切にするという価値観にも繋がっていく。

いずれにせよ、この構造により、年下の者は、年長者の所有物という感覚が生まれる。従い、受動的権利は受け入れやすいが、能動的利益は受け入れがたくなる。この感覚では、子どもの意見表明権を保障する土壌は育っていない。

4. 現場の取り組み

保育の現場では、第三者評価や苦情処理、職員研修を通じ、保育の質や専門性の向上が図られている。保育所等での保育計画でも、保育士主体で計画が立てられている。

社会的養護では、措置された子どもに、子どもの権利ノートを配布している。したがって、一定程度、専門職が児童の権利に対する意識を高め、意見表明の機会を保障していることが伺える。しかし、子どもが意見表明後、実際にその意見が反映されるかどうかは別問題である。

新しい社会的養育ビジョンに示された、里親中心、より小さな単位で子どものケアをしていくという全

体の基本方針には賛同するところもある。しかし、子どもの意見を踏まえて措置決定をする自治体はほとんど聞かない。ビジョンに示された、アドボケイト制度の早期構築を望む。

社会的養護の現場や保育所でも、子どもの最善の利益を考えながらこれらの業務を行っている。この支援者の思いは、状況をより難儀にさせている。子どもの意見表明の機会保障と、意見表明された内容の実現を保障する仕組みを確立していかななくてはならない。

5. 専門職養成と研修

養成教育で、子ども意見表明の重要性について繰り返し伝え、浸透させていく必要がある。養成教育では、まずは学生に、人権思想として子どもの意見表明権の意義について伝えなくてはならない。次に、子どもの意見表明を取り入れながら展開する保育技術を、身に付けさせる必要がある。さらに、保育ソーシャルワークのスキルとしても、子どもの声を聴く技術、適切なアドボケイトを行う技術を教育していく必要がある。しかし、2017年12月に「保育士養成課程等検討会」から示されたレポートや、実際の保育士養成カリキュラムは、この意味合いを踏まえた改定にはなっていない。

専門職になった後も、養成教育と同様の知識や技術の取得を、研修等で行っていく必要がある。場合によっては、子どもの意見表明権を尊重する趣旨を盛り込んで、倫理綱領や行動指針を改定しなくてはならない。

Ⅶ. まとめ

本稿は、子どもの意見表明権の視点で分析をし、保育が内包している課題を提起することが目的である。これまでの論考により、下記5点を課題として提起したい。

- ①子どもの意見表明権は部分的に保障されている。
- ②子どもの人生にとって重要な決定であるほど、意見表明の機会が保障されていない。
- ③周りの人間次第で、子どもの意見表明権の実効性が大きく影響する。
- ④子どもの意見表明権の重要性を、養成教育や研修等で啓発、教育していく必要がある。
- ⑤子どもの意見表明を尊重した保育の方法を模索

し、技術として身に着ける必要性がある。

それぞれの課題は、相互に関連し合っているが、それぞれ独立して細部の検証や研究を行っていく必要がある。今後の研究を待ちたい。

引用文献

- (1) 山縣文治・柏女霊峰編集員代表『社会福祉用語辞典 第9版』ミネルヴァ書房 2013年 p6
- (2) <https://www.z-hoikushikai.com/about/siryobox/book/hoikutoha.pdf> (2021年1月21日閲覧)
- (3) 前掲 (2)

参考文献

- ・全国児童養護施設協議会 『季刊 児童養護』 Vol.51 No. 2 2020年10月
- ・相澤仁「「子どもアドボカシー」の制度化に向けて」『子ども家庭福祉学』第20号 日本子ども家庭福祉学会 2020年11月
- ・読売新聞 2021年1月25日朝刊 15面

